

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額
1～4 略			1～4 略		
5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 (2) <u>法第18条第4項ただし書</u> の規定により建築主事等の審査を行う場合	国等建築物確認手数料	1の項の(1)に定める額 1の項の(2)に定める額	5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 (2) <u>法第18条第5項ただし書</u> の規定により建築主事等の審査を行う場合	国等建築物確認手数料	1の項の(1)に定める額 1の項の(2)に定める額
6 <u>法第18条第4項</u> の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手数料	2の項に定める額	6 <u>法第18条第5項</u> の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手数料	2の項に定める額
7 <u>法第18条第17項</u> の規定による国等の建築物の完了検査 (1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの (2) 建築設備に係るもの	国等完了検査手数料	3の項の(1)に定める額 3の項の(2)に定める額	7 <u>法第18条第21項</u> の規定による国等の建築物の完了検査 (1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの (2) 建築設備に係るもの	国等完了検査手数料	3の項の(1)に定める額 3の項の(2)に定める額
8 <u>法第18条第20項</u> の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査手数料	4の項に定める額	8 <u>法第18条第29項</u> の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査手数料	4の項に定める額

別表第3 (第6条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は <u>第18条第24項第1号</u> 若しくは第2号(これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 122,400円
1の2～36 略		
37 法第87条の4において準用する法 <u>第18条第17項</u> の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額
38 略		
39 法第88条において準用する法 <u>第18条第17項</u> の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額
40～42 略		

別表第3 (第6条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は <u>第18条第38項第1号</u> 若しくは第2号(これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 122,400円
1の2～36 略		
37 法第87条の4において準用する法 <u>第18条第21項</u> の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額
38 略		
39 法第88条において準用する法 <u>第18条第21項</u> の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額
40～42 略		